

焼津市農業委員会 6 月総会議事録

1 日時

令和 5 年 6 月 1 5 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 2 時 4 0 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	1 5	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	1 6	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	1 0	桜井 亮平	○	1 7	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	1 1	石田 芳雄	○	1 8	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	×	1 2	楢村 輝夫	×	1 9	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	1 3	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	1 4	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について
第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について
第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について
第 4 号 農地法の規定による届出の中止届について
第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第 6 号 農地の利用目的変更届出について
第 7 号 転用等確認について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

- 報告第 8 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進その他事務の
実施状況の公表について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年6月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。3番小長谷鈴枝委員、17番藁科光生委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第7号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第7号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号6を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、17,378㎡、労力は5人であります。</p> <p>申請地は、市中新田配水場より南西へ約400mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況については、一部が長年耕作されていなかったことにより荒廃している農地の解消を図り、耕作が可能である農地は現状のまま利用するため、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田正春	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>6月3日に大富地区委員で現地調査をさせていただきまして、前のスライド</p>

	<p>の現地写真を見ていただくとわかるとおり、申請地は現在水田として耕作している部分と、木が伸びて林のような状態になってしまっている部分がございます。</p> <p>木が伸びている部分については、どうも現所有者のお父様が植木をやっていたようでありまして、お父様が亡くなってから木がそのまま伸び放題になり、荒廃していったとのことです。</p> <p>こうした現状をどのようにして解消し耕作していくのか気がかりでありましたので、6月9日の地区審査会に譲受人をお呼びして、ヒアリングを実施しました。</p> <p>計画としましては、譲受人本人が運営する会社が土木工事を手掛ける会社であるため、現場を耕作できるに復旧することは困難ではないとのことで、水田の状態まで戻すことが難しそうな場合は、果樹園として耕作していくことも考えているそうです。</p> <p>いずれにしましても、荒廃状態を解消してきちんと耕作していただくと見込まれることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号6は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号3、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号10は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号3及び議案第3号、番号10を朗読後、説明】</p> <p>本件は、道原の農地340㎡について、当初計画者が昭和46年に農地法第5条の許可をとり、住宅及び物置等を建築する予定でしたが、諸々の事情により実現に至らず、相続人が管理しておりましたが、居住地からも離れており管理も困難であるため、今般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在は他所にて借家住まいではありますが、住居が手狭となったこと、子供の成長に伴う将来の生活設計も考慮し、申請地を譲り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立病院より西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は水路と道路、南側は田、東側及び西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事</p>

	<p>務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 増田正春	<p>ただいまの事務局の説明のとおりで、特段付け加えることもございませんが、現地調査の結果、南側にある農地への影響も全くないと認められますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号3を承認し、議案第3号の番号10を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号の番号3を承認し、議案第3号の番号10を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号11を審議します</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号11を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、焼津市学校給食センターより南東へ約800mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、大島の農地109㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、申請地の隣地の実家に居住している母親を援助しながら農地の管理を行っていくことに適していること、子供の成長に伴う、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地、南側は道路、東側は宅地及び山林、西側は雑種地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 増田正春	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。申請地は前のスライドの写真のとおり、畑、宅道、道路に囲まれた土地でありまして、周辺に水田はございません。現地調査の結果、周辺農地への影響は全くございませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号11を許可することに決定しました。次に、議案第3号の番号12を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号12を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、大井川南小学校より南西へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、利右衛門の農地299㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は他所にて借家住まいであります。住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地及び田、南側は宅地及び田、畑、東側は道路及び水路、宅地、田、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 18番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>6月5日に現地調査をしましたが、本申請地を転用することによって、周辺に及ぼす影響もないため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号12を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号12を許可することに決定しました。次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に係る村松達雄委員、八木榮志委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p>

	<p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員、八木委員、杉本委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>次に、報告第8号「令和4年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進その他事務の実施状況の公表」について、議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>こちらは、焼津市農業委員会の昨年度の1年間の活動を取りまとめて、今月中に県へ報告し、ホームページで公表するというもので、様式は国の方で定められております。</p> <p>昨年6月の総会にて設定した目標に対して、その結果はどうだったかの内容を取りまとめたものであります。</p> <p>いろいろ書いてありますけれども、基本的に農地利用の最適化活動が大きな柱としてありまして、その他農地法の事務の実施状況等を盛り込んだ内容となります。</p> <p>各個人の最適化活動実績を記載した様式3号につきましては、公表するものではございませんが、2に「総会で出された意見」として記載するところがございますので、ご意見をいただければ幸いです。なかなか委員の皆様からも意見が出しづらいところかと思ひまして、あらかじめ事務局の方で1つ意見を記載させていただきましたので、委員の皆様からご意見がなければ、記載の内容のとおりとさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑、意見を許します。質疑、意見はありませんか。</p> <p>【質疑、意見なし】</p> <p>無いようですので、質疑、意見を打ち切ります。お諮りします。報告第8号を承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第8号を承認し、各個人に配布した様式第3号中、2「総会で出された意見」については、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p>

	<p>ご協力ありがとうございました。 以上をもちまして、令和5年6月総会を終了します。</p>
--	---